

公 示

1 厚生労働大臣による社会保険労務士法に基づく当会会員への懲戒処分

(1) 処分内容:失格処分

会員氏名	登録番号	事務所名	事務所所在地
石川 雅之	第 01100065 号	社会保険労務士法人SR石川事務所	札幌市清田区清田1条2丁目4番 36 号

処分日:令和2年2月 26 日

処分理由:被処分者は、

第一 自らが営む事務所に係るキャリアアップ助成金(正規雇用等転換コース)支給申請書に、自ら改ざんした労働者の労働条件通知書兼労働契約書及び給料支払明細書を添付し、平成27年5月18日に北海道労働局へ提出した。また、キャリアアップ助成金(人材育成コース)支給申請書に、自ら作成したり労働者に作成させた虚偽の「OJT実施状況報告書(訓練日誌)」を添付し、平成26年10月24日及び平成27年2月13日に当該申請書を北海道労働局へ提出した

第二 A有限会社に係る若年者人材育成・定着支援奨励金(訓練奨励金)支給申請書に、同社の労働者の労

働条件通知書を自ら改ざんして添付し、平成26年11月28日に当該申請書を北海道労働局へ提出した

第三 B株式会社に係る若年者人材育成・定着支援奨励金(訓練奨励金)支給申請書に、同社の労働者の賃金台帳を自ら改ざんして添付し、平成26年7月31日に当該申請書を北海道労働局へ提出した

第四 株式会社Cに係るキャリアアップ助成金(正規雇用等転換コース)支給申請書に、同社の労働者の労働条件通知書及び賃金台帳を自ら改ざんして添付し、平成27年11月18日に当該申請書を千歳公共職業安定所へ提出した

第五 株式会社Dに係るキャリアアップ助成金(人材育成コース)支給申請書に、同社の労働者の退職願を自ら改ざんして添付し、平成27年11月9日に当該申請書を北海道労働局へ提出したものである。

以上の行為は、社会保険労務士法の懲戒処分事由のうち、同法第25条の2第1項の「故意に、真正の事実にして申請書等の作成を行ったとき」及び同法第25条の3の「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当するものである。

2 北海道社会保険労務士会会則に基づく会員の処分

(1) 処分内容: 会員権の停止

会員氏名	登録番号	事務所名	事務所所在地
豊島隆太郎	第 01030015 号	豊島総合事務所	札幌市中央区南 20 条西 14 丁目 2-21-302

処分の日: 令和 3 年 6 月 4 日

理由: 会費滞納(過年度会費の全部)

処分期間: 処分の日から滞納会費を完納するまで

会員氏名	登録番号	事務所名	事務所所在地
齋藤 睦則	第 01180041 号	さいとう社会保険労務士事務所	札幌市中央区南 1 条東 5 丁目 1 番地 12 ル・サンク大通 301 号
細畑 伸行	第 01190040 号	細畑社会保険労務士事務所	札幌市白石区東札幌 4 条 2 丁目 6-8 グリーンシャトー東札幌 305 号室

処分の日: 令和 3 年 4 月 26 日

理由: 会費滞納(過年度会費の全部)

処分期間: 処分の日から滞納会費を完納するまで

会員氏名	登録番号	事務所名	事務所所在地
斉藤 秀一	第 01990018 号	斉藤労務行政事務所	札幌市南区中ノ沢 1812 番 1291
清尾 常夫	第 01060005 号	SRコンサルティング北海道	札幌市手稲区稲穂 4 条 2 丁目 4-5
多田 貢	第 01890001 号	多田社会保険労務管理事務所	札幌市北区新琴似 2 条 1 丁目 1-57-202
宮崎 忠久	第 01820492 号	社会保険労務士宮崎忠久事務所	札幌市手稲区金山 1 条 3 丁目 6 番 6 号
山本 邦夫	第 01820002 号	山本経営会計労務事務所	札幌市北区太平 10 条 3 丁目 4-33
米谷 秋雄	第 01070027 号	米谷社会保険労務士事務所	天塩郡天塩町新開通 7 丁目 2345 番地の 5

処分の日:令和 2 年 9 月 4 日

理由:会費滞納(過年度会費の全部)

処分期間:処分の日から滞納会費を完納するまで

(2) 処分内容:訓告

会員氏名	登録番号	事務所名	事務所所在地
齋藤 睦則	第 01180041 号	さいとう社会保険労務士事務所	札幌市中央区南 1 条東 5 丁目 1 番地 12 ル・サンク大通 301 号

処分の日:令和 2 年 9 月 4 日

理由:会費滞納(過年度会費の一部)

3 北海道社会保険労務士会会則に基づく会員への退会勧告

会員氏名	登録番号	事務所名	事務所所在地	退会勧告を行った日
斉藤 秀一	第 01990018 号	斉藤労務行政事務所	札幌市南区中ノ沢 1812 番 1291	令和 3 年 9 月 10 日
多田 貢	第 01890001 号	多田社会保険労務管理事務所	札幌市北区新琴似 2 条 1 丁目 1-57-202	令和 3 年 9 月 10 日
宮崎 忠久	第 01820492 号	社会保険労務士宮崎忠久事務所	札幌市手稲区金山 1 条 3 丁目 6 番 6 号	令和 3 年 9 月 17 日
米谷 秋雄	第 01070027 号	米谷社会保険労務士事務所	天塩郡天塩町新開通 7 丁目 2345 番地の 5	令和 3 年 9 月 11 日

理由:会費滞納による会員権停止処分後1年を経過した日において、滞納会費が完納されていないため